

JPM・BRICS5・ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)／自動けいぞく投資可能



投資信託説明書(目論見書) | 2005.12 |

発行・運用は

J.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン

本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

J P M ・ B R I C S 5 ・ フ ァ ン ド

交 付 目 論 見 書

(訂 正 事 項 分)

2006年 9月26日

J P モ ル ガ ン ・ ア セ ッ ト ・ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社

1. この目論見書により行うJ P M ・ B R I C S 5 ・ フ ァ ン ドの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）（以下「証券取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年11月25日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成17年12月11日に生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年1月10日、平成18年1月30日、平成18年2月13日、平成18年3月30日、平成18年5月1日、平成18年5月18日、平成18年6月1日、平成18年6月23日、平成18年7月10日、平成18年8月11日、平成18年9月1日および平成18年9月26日に関東財務局長に提出しております。
2. J P M ・ B R I C S 5 ・ フ ァ ン ドの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きの他為替変動による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。元金が保証されているものではありません。

・ 交 付 目 論 見 書 の 訂 正 理 由

交付目論見書の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。訂正後および追加事項のみを表記する場合があります。

・ 訂 正 事 項

平成18年3月20日付で下記のとおり、委託会社名および所在地を変更しました。

発行者（委託会社）名：J P モ ル ガ ン ・ ア セ ッ ト ・ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

投 資 信 託 振 替 制 度 へ の 移 行 に つ い て

投 資 信 託 振 替 制 度 と は、

当ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ 当ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振 替 制 度 に 移 行 す る と

- ・ 原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・ 受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ 当ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・ 振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

当ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後の当ファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、当ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめ当ファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

当ファンドの受益権は、本交付目論見書の『第一部 証券情報 (11)振替機関に関する事項』に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の『第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1)資産管理等の概要 その他 信託約款の変更』に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこの当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

交付目論見書の概要

ご換金について

(略)

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
ヘルプデスク TEL: 03 - 6736 - 2350
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))
HPアドレス: [http:// www.jpmorganasset.co.jp](http://www.jpmorganasset.co.jp)

第一部 証券情報

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

当ファンドは、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

(以下、略)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(4) 発行価格

(略)

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
ヘルプデスク TEL: 03 - 6376 - 2350
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))
HPアドレス: <http://www.jpmorganasset.co.jp>

(9) 払込期日

(略)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行する予定であり、移行後における振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(11) 振替機関に関する事項

(略)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は株式会社証券保管振替機構となります。

(12) その他

、 (略)

振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・当ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・当ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・当ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1) 資産管理等の概要 その他 信託約款の変更」の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として当ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

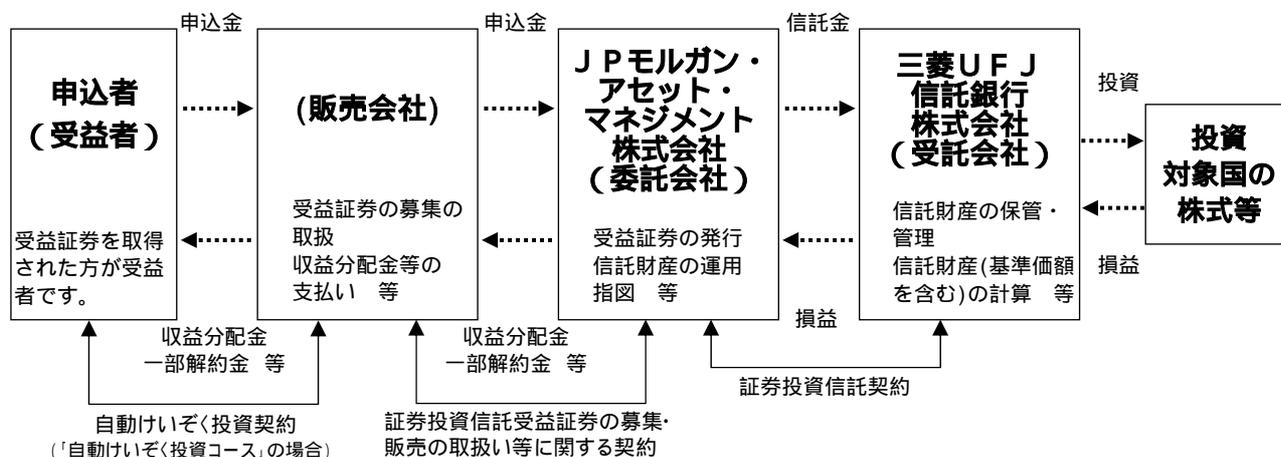
第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの仕組み

(イ) 仕組図



(ロ) 当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社 (委託会社)

当ファンドの委託会社として、受益証券の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

(以下、略)

(ハ) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円 (平成18年9月26日現在)

会社の沿革

(略)

平成18年3月20日 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

大株主の状況 (平成18年9月26日現在)

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(アジア)インク	米国デラウェア州	56,265	100

- 2 投資方針
 (3) 運用体制
 (略)



(2006年6月末現在)

(略)

- (4) 分配方針

～ (略)

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3 投資リスク

- (1) リスク要因

～ (略)

デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、証券会社等のブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

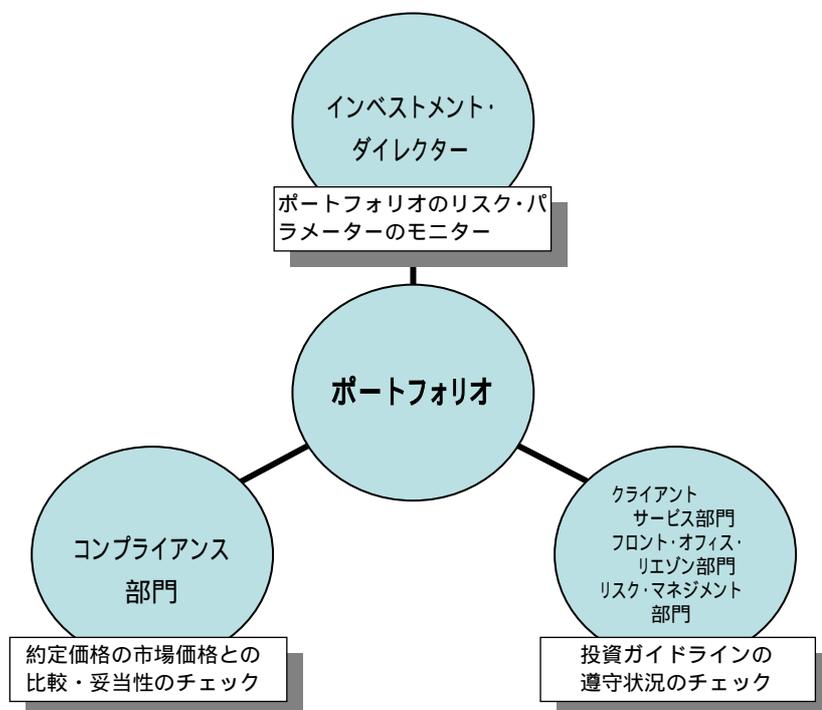
その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、証券取引所の取引停止等やむをえない事情があるときは、一時的に当ファンドおよび各マザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益証券の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当初の当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制

運用のリスク管理体制

(略)



(以下、略)

(2006年6月末現在)

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

(略)

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

ヘルプデスク TEL：03-6376-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

5 運用状況

(1) 投資状況

(2006年7月31日現在)

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	103,719,942,471	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	74,854,059	0.07
合計(純資産総額)	103,645,088,412	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)」です。(以下同じ。)

(参考) JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(2006年7月31日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	バミューダ	853,400,451	0.82
	香港	1,216,629,741	1.17
	ブラジル	20,289,416,315	19.46
	アイルランド	1,289,277,136	1.24
	インド	20,443,584,396	19.61
	南アフリカ	19,787,906,732	18.98
	ロシア	21,074,762,108	20.22
	中国	18,051,789,757	17.32
	小計	103,006,766,636	98.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,234,452,057	1.18
合計(純資産総額)		104,241,218,693	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 運用実績

純資産の推移

2006年7月31日および設定来における各月末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
2005年12月末日	14,039	-	1.0017	-
2006年1月末日	45,078	-	1.1413	-
2006年2月末日	76,802	-	1.1746	-
2006年3月末日	93,049	-	1.2116	-
2006年4月末日	109,103	-	1.2392	-
2006年5月末日	96,218	-	1.0785	-
2006年6月末日	97,677	-	1.0767	-
2006年7月末日	103,645	-	1.1261	-

分配の推移

期	1口当たり分配金 (円)
1期(中間期)	0.0000

収益率の推移

期	収益率 (%)
1期(中間期)	2.2

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額(分配付)から当初設定額を控除した額を当初設定額で除したものです。

6 手続等の概要

(1) 申込手続等

(略)

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

ヘルプデスク TEL：03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金手続等

(略)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日に行われた当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますので、ご注意ください。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産管理等の概要

(略)

保 管	「一般コース」の場合： 受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。 「自動けいぞく投資コース」の場合： 受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。
-----	---

(略)

そ の 他	委託会社は、受益者の利益のため必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款を変更することができます。変更内容が重大なものに該当する場合には、受益者は異議を申立てることができます。 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして信託約款の規定する手続にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、信託約款の規定する書面の交付を原則として行いません。 詳しくは、信託約款をご参照ください。
-------	---

(略)

第2 財務ハイライト情報

1. 当ファンドの財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載している「(1)貸借対照表」、「(2)損益及び剰余金計算書」ならびに「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の5の規定により注記されている事項(以下「重要な会計方針に係る事項に関する注記」といいます。)を抜粋して記載しております。

なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間計算期間(平成17年12月28日から平成18年6月27日まで)の中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

(当該監査証明にかかる監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に添付しております。)

JPM・BRICS5・ファンド

1 中間貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	当中間計算期間末 (平成18年6月27日現在) 金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		138,222,124
親投資信託受益証券		92,409,206,745
未収入金		41,961,653
未収利息		15
流動資産合計		92,589,390,537
資産合計		92,589,390,537
負債の部		
流動負債		
未払解約金		50,151,623
未払受託者報酬		39,826,589
未払委託者報酬		716,878,456
その他未払費用		1,575,000
流動負債合計		808,431,668
負債合計		808,431,668
純資産の部		
元本等		
元本	1	89,819,465,280
剰余金		
中間剰余金		1,961,493,589
剰余金合計		1,961,493,589
元本等合計		91,780,958,869
純資産合計		91,780,958,869
負債・純資産合計		92,589,390,537

2 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

		当中間計算期間 (自 平成17年12月28日 至 平成18年6月27日)
区 分	注記 番号	金 額
営業収益		
受取利息		4,257
有価証券売買等損益		8,586,816,392
営業収益合計		8,586,812,135
営業費用		
受託者報酬		39,826,589
委託者報酬	1	716,878,456
その他費用		1,575,000
営業費用合計		758,280,045
営業損失金額		9,345,092,180
経常損失金額		9,345,092,180
中間純損失金額		9,345,092,180
一部解約に伴う中間純利益金額分配額		43,284,736
期首剰余金		-
剰余金増加額		12,002,697,810
(中間追加信託に伴う剰余金増加額)		(12,002,697,810)
剰余金減少額		652,827,305
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)		(652,827,305)
分配金		-
中間剰余金		1,961,493,589

3 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 (自 平成17年12月28日 至 平成18年6月27日)
有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益 証券の基準価額で評価しております。

(参考)

当ファンドは「JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(平成18年6月27日現在)		
区 分	注記 番号	金 額
資産の部		
流動資産		
預金		2,246,963,406
コール・ローン		395,817,625
株式		90,509,086,469
派生商品評価勘定		1,598,625
未収配当金		67,679,515
未収利息		43
流動資産合計		93,221,145,683
資産合計		93,221,145,683
負債の部		
流動負債		
未払金		283,139,976
未払解約金		41,961,653
流動負債合計		325,101,629
負債合計		325,101,629
純資産の部		
元本等		
元本	1	89,682,843,005
剰余金		
剰余金		3,213,201,049
剰余金合計		3,213,201,049
元本等合計		92,896,044,054
純資産合計		92,896,044,054
負債・純資産合計		93,221,145,683

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	(自 平成17年12月28日 至 平成18年 6月27日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1. ~ 5. (略)

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむをえない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむをえない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

JPM・BRICS5・ファンド信託約款

(信用取引の指図範囲)

第25条 (略)

(略)

1. 4. (略)

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。(以下同じ。)

(以下略)

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(付則)

以下の条項を追加します。

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、

委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の申請を委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとし、なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、

ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとし、

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、

ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款

（運用の権限委託）

第20条（略）

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする投資信託（以下それぞれを本項において「ベビーファンド」といいます。）の委託者がベビーファンドから受ける報酬より、次の各号に従い支弁されます。

1. 報酬額は、ベビーファンド毎に、次号に定める報酬対象期間を通じて毎日、前日終了時点におけるベビーファンドの信託財産の純資産総額に年率0.5%を乗じて得た額の合計額とします。
2. 報酬対象期間は、ベビーファンド毎に以下のとおりとします。ただし、信託終了の場合は、報酬対象期間終了日は信託終了の日とします。

イ. JPM・BRICS5・ファンドについては、当該ベビーファンドの計算期間（毎年1月21日から翌年1月20日までをいいます。以下同じ。）の最初の6ヶ月間、およびその翌日から当該計算期間終了日までとします。ただし、最初の報酬対象期間は、平成17年12月28日から平成18年6月27日までとします。また、当該ベビーファンドの計算期間終了日に該当する日が休業日の場合はその翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の当該計算期間が開始されるものとし、

ロ. JPMブリックスFIVEポートフォリオ（みずほインベスターズSMA専用）については、当該ベビーファンドの計算期間（毎年4月15日から翌年4月14日までをいいます。以下同じ。）の最初の6ヶ月間、

およびその翌日から当該計算期間終了日までとします。ただし、最初の報酬対象期間は、平成18年4月17日から平成18年10月16日までとします。また、当該ベビーファンドの計算期間終了日に該当する日が休業日の場合はその翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の当該計算期間が開始されるものとします。

八．JPM・BRICS5・ファンド（法人・機関投資家向け）については、毎年1月21日から7月20日までおよび7月21日から翌年1月20日までとします。ただし、報酬対象期間終了日に該当する日が休業日の場合はその翌営業日を報酬対象期間終了日とし、その翌日より次の報酬対象期間が開始されるものとします。また、最初の報酬対象期間は平成18年5月26日から平成18年7月20日までとします。

3．支弁の時期は、各報酬対象期間終了日の属する月の末日から30日以内とします。

（略）

（信用取引の指図範囲）

第22条 （略）

（略）

1．4．（略）

5．信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。（以下同じ。）

（以下略）

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は譲渡されることがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含む当ファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託会社は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な内容の信託約款の変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容（予定）について記載しております。

なお、重大な内容の信託約款の変更を行うにあたりその内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な内容の信託約款変更後の約款の内容：予定)	(平成 18 年 9 月 26 日現在の約款の内容)
<p>(受益権の取得申込みの勧誘の方法)</p> <p>第 5 条 この信託にかかる受益権（以下単に「受益権」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項に定める公募に該当し、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集の方法により行われます。</p> <p>(当初の受益者)</p> <p>第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 7 条 < 略 ></p> <p><u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と合意のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第 10 条 <u>この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</u></p> <p><u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u></p> <p><u>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u></p>	<p>(受益証券の取得申込みの勧誘の方法)</p> <p>第 5 条 この信託にかかる受益証券（以下単に「受益証券」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項に定める公募に該当し、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集の方法により行われます。</p> <p>(当初の受益者)</p> <p>第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、次条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 7 条 < 略 ></p> <p><u>委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(受益証券の発行)</p> <p>第 10 条 <u>委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付無記名式の受益証券を発行します。ただし、委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)または登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)が別に定める自動けいぞく投資約款(またはそれに相当するもの)にしたがって受益者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券には、収益分配金交付票を添付しないことができます。</u></p> <p>< 新設 ></p>

(重大な内容の信託約款変更後の約款の内容：予定)	(平成 18 年 9 月 26 日現在の約款の内容)
<p>— 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p> <p>— 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録することを申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。</p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。</p> <p>< 削除 ></p> <p>(受益権の取得申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権について、当該証券会社または登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める現地の証券取引所のいずれかの休業日には、受益権の取得申込の受付は行いません。</p> <p>— 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>	<p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>(受益証券の発行についての受託者の認証)</p> <p>第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p> <p>— 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。</p> <p>(受益証券の取得申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第 10 条の規定により発行される受益証券の取得の申込みをした取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める現地の証券取引所のいずれかの休業日には、受益証券の取得申込の受付は行いません。</p> <p>< 新設 ></p>

(重大な内容の信託約款変更後の約款の内容：予定)	(平成 18 年 9 月 26 日現在の約款の内容)
<p>— 第 1 項における申込は、第 7 項に規定する場合を除き撤回できないものとします。</p> <p>— 第 1 項の申込における受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は 1 口につき 1 円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>— 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。</p> <p>— 第 4 項の規定にかかわらず、<u>委託者の指定する証券会社または登録金融機関が別に定める自動けいぞく投資約款(またはそれに相当するもの)にしたがって受益者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)</u>に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得の申込みにおける受益権の価額は、第 40 条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>— 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、取得申込日における基準価額の計算が不能となった場合、計算された取得申込日における基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合など、基準価額が確定できない事情（以下「基準価額未定の事情」といいます。）があるときには、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、第 1 項による受益権の取得申込みを中止させることができます。受益権の取得の申込が中止された場合には、第 3 項にかかわらず、受益者は当該中止以前に行った当日の受益権の取得の申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得の申込を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を取得申込日とみなして、第 1 項に従います。</p>	<p>— 前項における申込は、第 6 項に規定する場合を除き撤回できないものとします。</p> <p>— 第 1 項の申込における受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は 1 口につき 1 円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>— 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。</p> <p>— 第 3 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得の申込みにおける受益証券の価額は、第 40 条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>— 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、取得申込日における基準価額の計算が不能となった場合、計算された取得申込日における基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合など、基準価額が確定できない事情（以下「基準価額未定の事情」といいます。）があるときには、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、第 1 項による受益証券の取得の申込みを中止させることができます。受益証券の取得の申込が中止された場合には、第 2 項にかかわらず、受益者は当該中止以前に行った当日の受益証券の取得の申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益証券の取得の申込を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を取得申込日とみなして、第 1 項に従います。</p>
<p>(受益証券の種類) 第 13 条 < 削除 ></p>	<p>(受益証券の種類) 第 13 条 委託者が受益者に交付する受益証券の種類は、<u>1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。</u></p>
<p>(受益権の譲渡に係る記載または記録)</p> <p>第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。) に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。</p>	<p>(受益証券の記名式、無記名式への変更および名義書換手続)</p> <p>第 14 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</p>

(重大な内容の信託約款変更後の約款の内容：予定)	(平成 18 年 9 月 26 日現在の約款の内容)
<p>委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>	<p>前項の規定による名義書換の手続は、第 40 条に規定する計算期間終了日の翌日から 15 日間停止します。</p>
<p>(受益権の譲渡の対抗要件)</p>	<p>(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)</p>
<p>第 15 条 受益権の譲渡は、前条第 2 項の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>	<p>第 15 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条第 2 項の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>
<p>(無記名式の受益証券の再交付)</p>	<p>(無記名式の受益証券の再交付)</p>
<p>第 16 条 <削除></p>	<p>第 16 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>(記名式の受益証券の再交付)</p>	<p>(記名式の受益証券の再交付)</p>
<p>第 17 条 <削除></p>	<p>第 17 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>(受益証券を毀損した場合などの再交付)</p>	<p>(受益証券を毀損した場合などの再交付)</p>
<p>第 18 条 <削除></p>	<p>第 18 条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。</p>
<p>(受益証券の再交付の費用)</p>	<p>(受益証券の再交付の費用)</p>
<p>第 19 条 <削除></p>	<p>第 19 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)</p>
<p>第 45 条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額をその時点における受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については次条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については次条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>	<p>第 45 条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額をその時点における受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については次条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については次条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。 前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p>
<p>第 46 条 収益分配金は、計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 47 条の規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p>	<p>第 46 条 収益分配金は、計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p>

(重大な内容の信託約款変更後の約款の内容：予定)	(平成 18 年 9 月 26 日現在の約款の内容)
<p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、<u>受益者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u></p> <p>償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u></p> <p>一部解約金は、<u>第 48 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の<u>受益権の価額等</u>に応じて計算されるものとします。</p> <p>前項に規定する収益調整金とは、<u>所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど追加信託にかかる受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど追加信託にかかる受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</u></p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p>	<p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は、原則として計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社または登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。</u></p> <p>償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換えに</u>受益者に支払います。</p> <p>一部解約金は、<u>受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から受益者に支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の<u>受益証券の価額等</u>に応じて計算されるものとします。</p> <p>前項に規定する収益調整金とは、<u>所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど追加信託にかかる受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する受益者毎の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど追加信託にかかる受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</u></p> <p>— <u>記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺した上で委託者に提示するものとします。</u></p> <p>— <u>委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金または一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。</u></p>

(重大な内容の信託約款変更後の約款の内容：予定)	(平成 18 年 9 月 26 日現在の約款の内容)
<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第 47 条 受益者が、収益分配金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、または償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(一部解約)</p> <p>第 48 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定め単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める現地の証券取引所のいずれかの休業日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。</p> <p>委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>(略)</p> <p>平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)</p> <p>第 48 条の 2 <u>振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</u></p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第 55 条 第 49 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 49 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>(付 則)</p> <p>(添付信託約款付則第 1 条を削除し、以下の内容に置き換えます。)</p> <p>第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条から第 19 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</p>	<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第 47 条 受益者が、収益分配金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、または償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(一部解約)</p> <p>第 48 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める現地の証券取引所のいずれかの休業日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。</p> <p>委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>(略)</p> <p>受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券を提示して行うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>< 新設 ></p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第 55 条 第 49 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 49 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>(付 則)</p> <p>第 1 条 (添付信託約款付則第 1 条をご参照ください。)</p>

JPM・BRICS 5・ファンド

(愛称:ブリックス・ファイブ)

追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型) / 自動けいぞく投資可能

投資信託説明書(交付目論見書) 2005.12

発行・運用は

J.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン

1. この目論見書により行うJPM・BRICS5・ファンドの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）（以下「証券取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年11月25日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成17年12月11日に生じております。
2. JPM・BRICS5・ファンドの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きの他為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。元金が保証されているものではありません。

本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書 第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の内容を記載した、証券取引法第15条第2項本文に基づき、投資家にあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（交付目論見書）です。

証券取引法第15条第3項に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は投資家から請求された場合に交付されます。また、投資家が請求目論見書の交付を請求した場合には、ご自身でも交付請求をしたことを記録していただきますようお願いいたします。

請求目論見書に記載されている情報については、EDINET（「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」）によっても入手することが可能です。

金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項

JPM・BRICS5・ファンドは、主に外国株式を投資対象とするJPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）受益証券を主要投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

JPM・BRICS5・ファンド

(愛称:ブリックス・ファイブ)

当概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。
詳細は交付目論見書本文をご覧ください。

ファンドの基本情報

基本的性格	追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型) 自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	信託財産の成長を図ることを目的にJPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象として運用を行います。
主な投資対象	マザーファンドを通じて、主としてブラジル、ロシア、インド、中国および南アフリカのいずれかで上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。 その場合、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。
主な投資制限	株式および外貨建資産への投資には制限を設けません。
基準価額の価額変動リスクおよび信用リスク	マザーファンドを通じて組入れた株式の値動き(外貨建株式については通貨の変動もあります。)や、当該株式の発行者の信用状況の変化等により、基準価額は大きく変動しますので元金が保証されているものではありません。
信託期間	無期限です。
決算日	原則として毎年1月20日です。 休業日の場合は翌営業日を決算日とします。 ただし、最初の決算日は、平成19年1月22日です。
収益分配	毎決算日に、委託会社が収益分配方針に基づいて分配を行う予定です。ただし、必ず分配を行うものではありません。 自動けいぞく投資コースを選択された方は、原則として、収益分配金が税引き後、無手数料で再投資されます。

ご購入について

<p>申込方法</p>	<p>原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。 ただし、次の証券取引所のいずれかが休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。 サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ムンバイ証券取引所 香港証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所</p>
<p>申込期間</p>	<p>当初申込期間：平成17年12月12日から平成17年12月27日まで 継続申込期間：平成17年12月28日から平成19年 3月23日まで なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。</p>
<p>申込価格</p>	<p>当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額とします。 取得申込みには申込手数料を要します。</p>
<p>申込単位</p>	<p>販売会社が定める単位とします。 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。 分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。 申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので販売会社にお問い合わせください。</p>
<p>受渡方法</p>	<p>取得申込代金の支払いについて： 当初申込期間：投資者は、取得申込代金を申込みの販売会社に当初申込期間中に支払うものとします。 継続申込期間：投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。 受益証券の引渡しについて： 原則として、受益証券は保護預り口座に入庫されることにより引渡されます。「一般コース」においては受益証券現物を引渡すことも可能です。 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。)</p>
<p>受付時間</p>	<p>原則として午後3時まで(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受付けは午前11時まで)とします。</p>
<p>申込取扱場所</p>	<p>販売会社</p>

ご換金について

換金方法	原則として毎営業日に販売会社にて、受付けます。 ただし、次の証券取引所のうち、いずれかが休業日の場合には、換金申込みの受付は行いません。 サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ムンバイ証券取引所 香港証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所
換金価格	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額です。 課税については、次ページをご参照ください。換金時に手数料はかかりません。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対し、0.5%を乗じて得た額です。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
受渡方法	換金代金の支払いについて： 原則として換金請求を受付けた日から起算して7営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。 受益証券の引渡しについて： 受益証券が販売会社に保管(保護預り)されている場合、換金された受益証券は、保護預り口座から出庫されて引渡されます。「一般コース」において、受益証券の現物を保有されている受益者は、引渡し方法につき販売会社にお問い合わせください。
受付時間	原則として午後3時まで(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時まで)とします。
換金の中止	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付が中止される場合があります。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：
 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
 ヘルプデスク TEL: 03 - 6229 - 2350
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))
 HPアドレス: <http://www.jpmorganfleming.co.jp>

手数料等および税金

購入時、収益分配時、換金時等にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
購入時	申込手数料	3.675% (税抜3.5%)を上限として、申込価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対し10% (所得税7%、地方税3%)
解約時	所得税および地方税	個別元本超過額に対し10% (所得税7%、地方税3%)
	信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対し、0.5%を乗じた額
償還時	所得税および地方税	個別元本超過額に対し10% (所得税7%、地方税3%)

・収益分配時、解約時および償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

・上記の税率は個人の場合であり、法人の場合は、7% (所得税7%)の税率で源泉徴収されます。なお、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

当ファンドで間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金		
毎日	信託報酬	合計 年率1.995% (税抜1.90%)		
		委託会社	販売会社	受託会社
		年率0.945% (税抜0.9%)	年率0.945% (税抜0.9%)	年率0.105% (税抜0.1%)
毎日	監査費用	委託会社が実際に支払った費用を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021% (税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円 (税抜300万円)を上限とします。)を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。 ・委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。		

・上記の他、有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用(売買委託手数料)、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が信託財産中から支払われます。

なお、キャピタル・ゲイン税は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額がマザーファンドに費用計上されます。また、インドで使用したキャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に対する費用もマザーファンドに費用計上されます。

・信託報酬は、計算期間を通じて毎日、費用計上し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支払います。

・委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬(信託財産の純資産総額に対し年率0.50%)が含まれています。

詳しくは、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

JPM・BRICS5・ファンド

(愛称：ブリックス・ファイブ)

有価証券届出書提出日	: 平成17年11月25日
発行者名	: ジェー・ピー・モルガン・フレミング・ アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 三木 桂一
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルヂング
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

発行者（委託会社）は、株主総会における承認を前提に、平成18年3月20日付で商号をJPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社に変更する予定です。また、株主総会における承認および取締役会の決議を前提に、同日付で本店の所在の場所を東京都千代田区丸の内二丁目7番3号に変更する予定です。

目 次

	頁
交付目論見書	
第一部 証券情報（発行、申込についての情報）.....	1
第二部 ファンド情報.....	4
第1 ファンドの状況.....	4
1. ファンドの性格（ファンドの目的及び基本的性格、仕組み）.....	4
2. 投資方針（投資方針、投資対象、運用体制、分配方針、投資制限）.....	7
3. 投資リスク.....	10
4. 手数料等及び税金（申込手数料、換金手数料、信託報酬等、その他の手数料等、 課税上の取扱い）.....	14
5. 運用状況（投資状況、投資資産、運用実績）.....	17
6. 手続等の概要.....	17
7. 管理及び運営の概要（資産管理等の概要、受益者の権利等の概要）.....	19
第2 財務ハイライト情報（貸借対照表、損益及び剰余金計算書）.....	21
第3 内国投資信託受益証券事務の概要.....	21
第4 ファンドの詳細情報の項目（請求目論見書の項目）.....	21
基本用語の解説	
約 款	

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

JPM・BRICS5・ファンド

(愛称：ブリックス・ファイブ、以下「当ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

当ファンドは、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社^{*}(以下「委託会社」といいます。)を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

^{*} 株主総会の承認を前提に、平成18年3月20日付で委託会社はJPMorgan・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更する予定です。

委託会社は、当ファンドの無額面の受益証券(以下「受益証券」といいます。)を発行します。

受益証券は、無記名式です。ただし、受益者の希望により、記名式に変更することもできます。なお、当初元本は1口当たり1円です。

格付は取得していません。

(3) 発行価額の総額

当初申込期間：500億円を上限とします。

継続申込期間：3,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、下記「(5)申込手数料」は含まれません。

(4) 発行価格

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額(1万口あたり)は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額(1万口あたり)は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03-6229-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

(5) 申込手数料

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.675%（税抜3.5%）が上限となっています。

^{*} 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「(4)発行価格」の照会先までお問い合わせ下さい。

「自動けいぞく投資^{*}契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

^{*} 自動けいぞく投資とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差引いた後、自動的にファンドに再投資するものです。受益証券の取得申込みを行う投資者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。また、当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(6) 申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、収益の分配時に分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので販売会社にお問い合わせ下さい。

販売会社に関しては、前記「(4)発行価格」の照会先までお問い合わせ下さい。

(7) 申込期間

当初申込期間：平成17年12月12日から平成17年12月27日まで

継続申込期間：平成17年12月28日から平成19年3月23日まで^{*}

^{*} なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

当ファンドの受益証券の取得申込みは、申込期間における毎営業日に受け付けます。

ただし、次の証券取引所のいずれかが休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。

サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ムンバイ証券取引所
香港証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みの価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受け付けたものとして取扱うこととします。

(8) 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「(4)発行価格」の照会先までお問い合わせ下さい。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合などがありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(9) 払込期日

当初申込期間中は、投資者は、取得申込代金^{*}を申込みの販売会社に当初申込期間中に支払うものとし、当初申込期間にかかる発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社の当ファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間中は、投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとし、継続申込期間中における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の当ファンド口座に払い込まれます。

* 取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

(10) 払込取扱場所

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとし、

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(12) その他

申込証拠金はありせん。申込金額には利息はつきません。

日本以外の地域における発行はありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^{*}を有するJPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。（後記「2 投資方針(1)投資方針」をご参照ください。）

^{*} 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,300億円を限度として信託金を追加することができます。

(ハ) 基本的性格

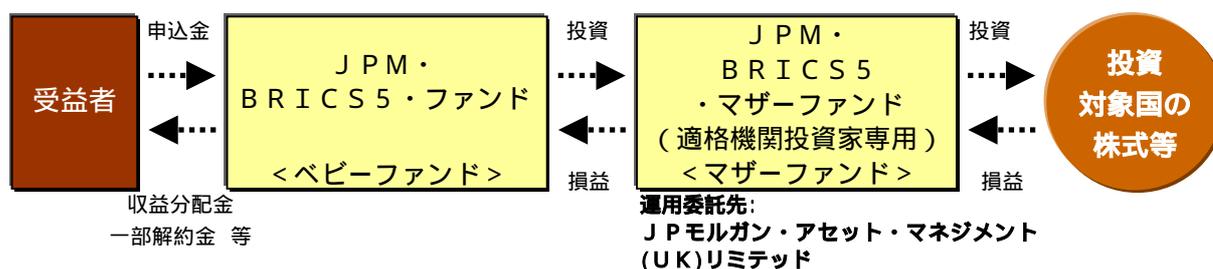
追加型株式投資信託 / 国際株式型（一般型）^{*}に属します。

^{*} 「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度額70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」をいいます。

(ニ) ファンドの特色

当ファンドの運用はファミリーファンド方式^{*}により、マザーファンドを通じて行います。

^{*} ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド：JPM・BRICS5・ファンド）とし、その資金をマザーファンド（JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用））に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



B R I C S * 5 力国の株式に投資を行います。

- ▶ マザーファンドを通じて、主としてB R I C S (ブラジル、ロシア、インド、中国および南アフリカ) のいずれかで上場または取引されている株式に投資します。

* 「B R I C S (ブリックス)」とは、上記投資対象国 (Brazil, Russia, India, ChinaおよびSouth Africa) の頭文字を組み合わせたものです。当ファンドでは「B R I C S 5」および当ファンドの愛称である「ブリックス・ファイブ」を上記投資対象国を表す言葉として用いる場合があります。

ブラジル、ロシア、インド、中国に南アフリカを加えた中長期的に高い成長ポテンシャルを有する新興大国5カ国の総称です。これらの国々は広い国土や豊富な天然資源を持ち、いずれ現在の経済大国であるG7を凌駕すると期待されています。

マザーファンドは、マザーファンドの運用の委託先が「実質的なB R I C S株」(B R I C S諸国の証券取引所等で取引されている企業の株式のみならず、B R I C S諸国から売上または利益の大半を得ているB R I C S諸国以外の証券取引所等で取引されている企業の株式)と判断する株式にも投資します。

- ▶ マザーファンドにおける株式への投資にあたっては、直接投資および預託証券*を用いた投資を行います。

* ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、株式と同様に証券取引所等で取引されます。

- ▶ マザーファンドにおける基本資産配分はB R I C S 5ヶ国20%ずつとしますが、マザーファンドの運用の委託先の判断に基づいて±10%の範囲内で基本資産比率の調整を行います。

委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限をJ Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

原則として、為替ヘッジは行いません。

マザーファンドは外貨建ての株式および預託証券に投資します。当ファンド・マザーファンド共、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動の影響を受けます。

ただし、経済事情や投資環境の急変が起きた場合等には、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち*、積極的な運用を行います。

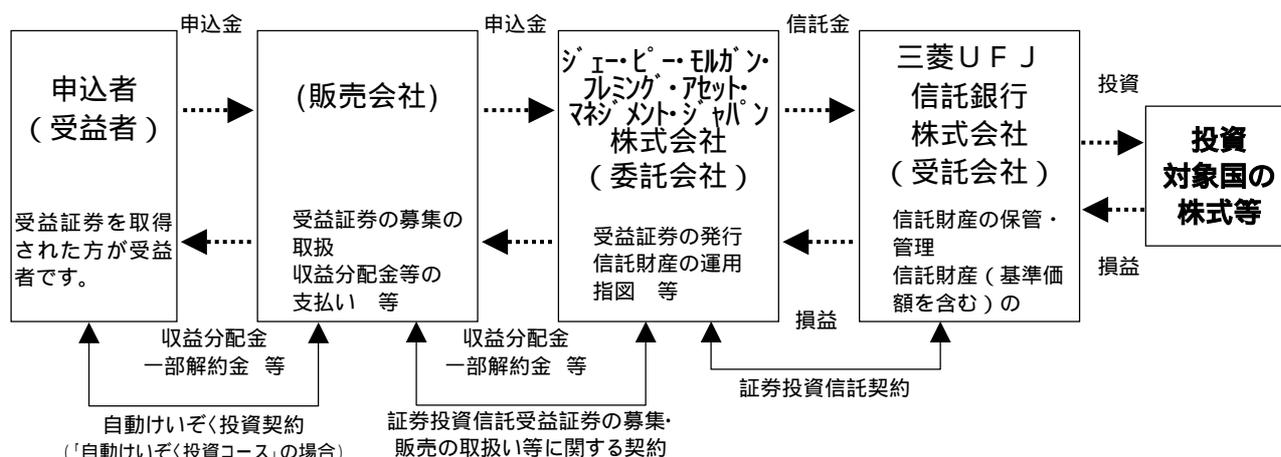
* 経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ**比率を高める場合があります。

キャッシュ比率を引き上げる場合、市況環境等により先物取引を利用することがあります。

** ここにおいて「キャッシュ」とはJ P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用)信託約款(以下「マザーファンド信託約款」といいます。)第17条第2項に掲げる金融商品を行います。

(2) ファンドの仕組み

(イ) 仕組図



(ロ) 当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 (委託会社)

当ファンドの委託会社として、受益証券の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社 (受託会社)

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

委託会社との契約により、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、一部解約金および償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(参考) JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(投資顧問会社)

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

(ハ) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円 (有価証券届出書提出日現在)

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年3月20日 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更予定

(株主総会における承認を前提)

大株主の状況 (有価証券届出書提出日現在)

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(アジア)インク	米国デラウェア州	56,265	100

2 投資方針

(1) 投資方針

(イ) 運用方針

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、マザーファンド受益証券を主要投資対象とします

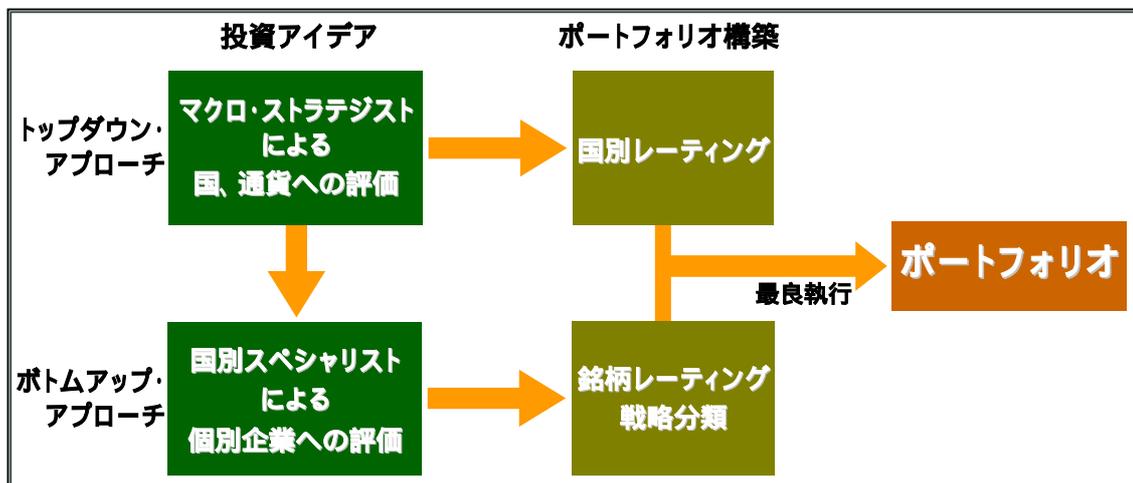
マザーファンドは、主としてB R I C S諸国（ブラジル、ロシア、インド、中国および南アフリカ）の企業の株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

(ロ) 投資態度

銘柄選択のプロセス

マザーファンドにおける銘柄選択のプロセスは次のとおりです。（なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。）

マザーファンドにかかる運用の指図に関する権限の委託を受けたJ Pモルガン・アセット・マネジメント（U K）リミテッドは、以下のプロセスに従い運用を行います。



マクロ・ストラテジストがカントリー・リスク分析、通貨分析等を行い、投資対象国の相対的な魅力度を判断した5段階の国別レーティング（1が最も魅力的、5が最も魅力的でない）に分類します（トップダウン・アプローチ）。

それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査を行う国別スペシャリストによる経営の質と収益構造等の定性面と、市場平均を上回る投資収益性等の定量面の両側面からリサーチを行い、導き出された各企業の評価価値に基づき、ポートフォリオ・マネジャーが投資対象となりえる銘柄を発掘し絞込みを行います（ボトムアップ・アプローチ）。

長期的な視点から企業の事業内容を検討し、事業内容の魅力度に応じて、企業を4つに分類（戦略分類）します。また、短中期的な視点から、予測株価が市場全体の平均を上回る度合いに応じて企業を1～5（1が最も魅力的、5が最も魅力的でない）にランク付け（銘柄レーティング）をします。

長期的な視点（戦略分類） : 事業内容（業種内での競争力、資本構成、経営の質、配当政策）

短中期的な視点（銘柄レーティング） : 株価予測（割高・割安、成長性、業種の動向、流動性、情報の質と量）

ポートフォリオ構築は、事業内容の魅力度から決定される戦略分類を勘案し、銘柄レーティングにおいて1または2とされた企業を組入れの中心とします。

マザーファンドの運用の指図に関する権限を J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッドに委託する際の費用は、当ファンドにかかる信託報酬のうち、委託会社が受ける部分から支弁するものとします。

* 詳細につきましては、マザーファンド信託約款第20条第2項をご参照ください。

(2) 投資対象

投資対象および運用の指図範囲につきましては、J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド信託約款 (以下「信託約款」といいます。)をご参照ください。

(参考) マザーファンドの投資対象

投資対象および運用の指図範囲につきましては、マザーファンド信託約款をご参照ください。

(3) 運用体制

マザーファンドの運用の指図に関する権限を J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッドに委託します。グローバル・エマージング株式運用グループ^{*}に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーがマザーファンドの運用を担当します。

グローバル・エマージング株式運用グループは、ポートフォリオ・マネジャーおよびエマージング市場の調査を専門とする国別スペシャリストで構成されています。

グローバル・エマージング株式運用グループにより管理される全てのグローバル・エマージング株式ポートフォリオは、ポートフォリオの構築において、ファンドの種類に応じた投資判断やリスク管理が行われています。またその投資プロセスについては全てのポートフォリオ・マネジャーが同グループ内で情報を共有化し、運用に活かします。

* J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッドおよび委託会社は、「 J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。「グローバル・エマージング株式運用グループ」は、「 J P モルガン・アセット・マネジメント」グループ各社の新興国の株式運用を行うポートフォリオ・マネジャーで構成されます。

「グローバル・エマージング株式運用グループ」のポートフォリオ・マネジャーは、同グループの各地域のポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。

「 J P モルガン・アセット・マネジメント」グループとは、 J P モルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。



(2005年9月末現在)

* マザーファンドの運用の委託先である J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッドは、「 J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの一員であります。そのため、運用体制については、 J P モルガン・アセット・マネジメント (U K) リミテッドを含めた「 J P モルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しております。

(4) 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

信託約款第44条第1項のとおりとします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 投資制限

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。詳しくは信託約款をご参照ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。

詳しくはマザーファンド信託約款をご参照ください。

(ロ) 「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)ならびに関係政令および内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドも同様の投資制限があります。)

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が、当該投資信託財産に係る次の(a)および(b)に掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。

(a) 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。)

(b) 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

(c) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額の差額であって評価損となるもの

(d) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

3 投資リスク

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンド受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。

マザーファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式(株価指数先物取引を含みます。)の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

為替変動リスク

マザーファンドは外貨建資産を保有し、また当ファンドおよびマザーファンドは原則として為替ヘッジを行わないため、当該資産の建値となる通貨と円の間の変動が当ファンドの信託財産の価値に影響を及ぼすことがあります。

カントリー・リスク

マザーファンドの投資対象株式の発行体が所在する諸国は、金融市場や政情が不安定で、かつ先進国と比べ脆弱な面があり、金融市場や政情に起因する諸問題が株式や通貨に及ぼす影響は、先進国より大きいことがあります。また、それらの諸国における株式・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があります、その結果それらの市場において取引される株式・通貨の価格変動が大きくなることがあります。さらに、それらの諸国においては、政府当局が様々な規制を一方的に導入することがあり、また証券取引所、証券市場、会計基準、財務状況の開示、法規制等に関する制度が先進国市場と異なる場合があることから、運用上予期しない制約を受けることがあります。以上のような要因は、マザーファンドの信託財産の価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

また、マザーファンドの投資対象株式が上場または取引されている諸国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

ロシア株式におけるリスクおよび留意点

- ・ ロシア株式への直接投資にあたっては、決済用口座として、有価証券を保護預りする保管機関に証券口座（以下「メインアカウント」といいます。）を開設する必要があります。メインアカウントの開設に際しては、ロシアの法規制により、法人格を有する者のみ開設可能という条件があり、ファンド名義での口座開設ができません。したがって、日本マスタートラスト信託銀行株式会社^{*}名義でメインアカウントを開設し、マザーファンド名義の保護預り口座をメインアカウントの下に開設します。これらの理由により、次の事項について制限が課せられますのでご注意ください。

選択権付権利および議決権については、メインアカウント単位でしか行使が認められておりません。そのため、選択権付権利の行使については、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、同社の保有する同銘柄の株式について包括的に選択した内容となり、マザーファンド独自の内容にはなりません。また、議決権は、同様な理由から、マザーファンド独自の方針で行使することはできません。

* 日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当ファンドおよびマザーファンドの受託銀行である『三菱UFJ信託銀行株式会社』の再信託受託会社です。

インド株式におけるリスクおよび留意点

- ・ 外国機関投資家 (Foreign Institutional Investor) にかかる留意点

マザーファンドは設定当初、インドにおける外国機関投資家の口座開設にかかる認可がおりるまで、インドの証券取引所に上場している株式への投資を若干遅らせる可能性があります。

- ・ 税制に関する留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制に従って課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対して10%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大1.22%のその他の税(以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.1%の有価証券取引税が適用されます。(上記税率は全て平成17年9月30日現在)

マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算に当たり、現地の税務顧問を使用しております。当該税務顧問に対する費用は、信託財産の規模にかかわらず発生する性質のものであるため、信託財産の規模が小さくなった場合には、信託財産の価値に対する影響が信託財産の規模が大きい場合に比べて、大きくなることが予想されます。

- ・ 「非課税利得」の帰属について

インドにおいては非居住者による1年を超える保有有価証券の売買益は、キャピタル・ゲイン税等の対象となりません。当ファンドは追加型ですので、マザーファンドが1年を超えて株式を保有し、キャピタル・ゲイン税等を負担しなかった場合の利得(以下「非課税利得」といいます。)は、マザーファンドが株式の売却を行った時点の当ファンドの受益者に帰属し、当ファンドの受益証券を1年以上保有している受益者のみに帰属するものではありません。また、当ファンドの設定後、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定された場合には、非課税利得は当ファンドの受益者のみに帰属するものではなく、他のファンドの受益者にも帰属することになります。

キャピタル・ゲイン税等のマザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

キャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額がマザーファンドに費用計上されます。このため、マザーファンドで含み益を持つ保有期間が1年を超えない有価証券を売却する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

受益者（投資家）の解約による資金流出に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に株式の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定されている場合には、当該ファンドの解約・追加により同様の資金流入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、信託期間中において、信託契約締結日から1年経過以降の信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

流動性のリスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

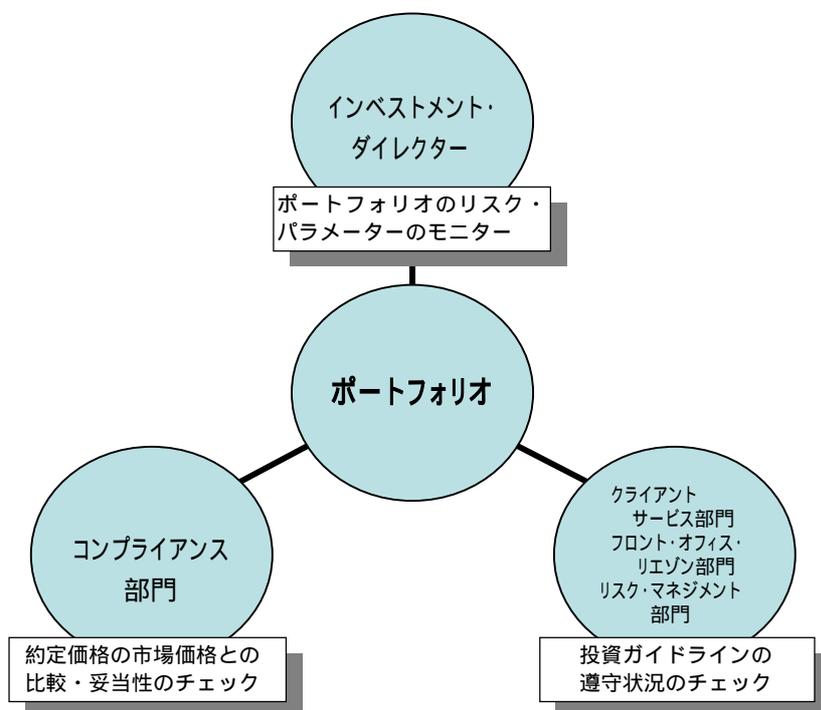
予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、証券取引所の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益証券の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当初の当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドおよびマザーファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制

運用のリスク管理体制

以下は、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けた、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにおけるものです。



(2005年9月末現在)

独立した部署であるポートフォリオ・アナリシス・グループが毎月、運用成果の要因分析レポートを作成し、ポートフォリオ・マネジャーが国別投資比率、為替リスク、銘柄選択等の異なる要因の当ファンドに対する影響を検証しています。四半期毎のインベストメント・ダイレクターのパフォーマンス・レビュー・ミーティングでは、達成した運用成果が当ファンドの目標とする数値に適合しているか、リスクは運用成果のターゲットに達するために必要なレベルであるか、また、当ファンドの投資目標に従っているかを検証します。

コンプライアンス部門はサンプルベースで約定価格を売買高加重平均価格と比較し、最良執行の観点からチェックするなど、モニタリング体制を構築しています。

投資ガイドライン違反を未然防止するためのモニター・システム（“トリップワイヤー”システム）をポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、クライアントサービス部門、フロント・オフィス・リエゾン部門およびリスク・マネジメント部門によりモニターされ、無効の理由が妥当なものであるかどうかを検証されます。

為替ヘッジについてのリスク管理体制

当ファンドおよびマザーファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いませんが、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて、為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のオペレーティング・リスク管理部が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.675%(税抜3.5%)が上限となっています。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

(2) 換金手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.995%(税抜1.90%)を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。^{*}

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.945% (税抜0.9%)	年率0.945% (税抜0.9%)	年率0.105% (税抜0.1%)

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬(信託財産の純資産総額に対し年0.50%)が含まれています。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

^{*} ただし、受益者が受益証券を販売会社の保護預りとせず出庫した場合には、当該受益証券分の販売会社に対する報酬は支払われず、委託会社が収受する場合があります。

(4) その他の手数料等

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用。(売買委託手数料)

外貨建資産の保管費用。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息。

なお、キャピタル・ゲイン税は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額がマザーファンドに費用計上されます。また、インドで使用したキャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に対する費用もマザーファンドに費用計上されます。

当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受けける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021% (税抜0.02%) の率を乗じて得た額 (ただし、年間315万円 (税抜300万円) を上限とします。) を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者 (法人を含みます。) である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益証券の価額等 (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。) が当該受益者の元本 (個別元本) にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。)

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱について

(a) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%^{*}（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

一部解約時もしくは償還時に差損が発生した場合には、確定申告を行うことにより、「株式等（特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）を含みます。）の譲渡による所得」との損益通算が可能になります。

なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

^{*} 10%の税率は平成20年4月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%^{*}（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

^{*} 7%の税率は平成20年4月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

5 運用状況

当ファンドは平成17年12月28日から運用を開始することを予定しており、該当事項はありません。

6 手続等の概要

(1) 申込手続等

申込方法	原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。 ただし、次の証券取引所のうちいずれかが休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。 サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ムンバイ証券取引所 香港証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所
申込価格	当初申込期間 1口当たり1円 継続申込期間 取得申込日の翌営業日の基準価額 取得申込みには申込手数料を要します。
申込単位	販売会社が定める単位とします。 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。 分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。 申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので販売会社にお問い合わせ下さい。
受渡方法	取得申込代金の支払いについて： 当初申込期間 投資者は、取得申込代金を申込みの販売会社に当初申込期間中に支払うものとします。 継続申込期間 投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。 受益証券の引渡しについて： 原則として、受益証券は保護預り口座に入庫することにより引渡されます。 「一般コース」においては受益証券現物を引渡すことも可能です。(詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。)
受付時間	原則として午後3時まで(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時まで)とします。
申込の中止	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。
申込取扱場所	販売会社

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：
ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
ヘルプデスク TEL：03-6229-2350
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))
HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

(2) 換金手続等

換 金 方 法	原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。 ただし、次の証券取引所のうちいずれかが休業日の場合には、換金請求の受付は行いません。 サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ムンバイ証券取引所 香港証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所
換 金 価 格	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額です。 課税については、前記「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。 換金時に手数料はかかりません。
信 託 財 産 留 保 額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対し、0.5%を乗じた額です。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
受 渡 方 法	換金代金の支払いについて： 原則として換金請求を受付けた日から起算して7営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。 受益証券の引渡しについて： 受益証券が販売会社に保管（保護預り）されている場合、換金された受益証券は、保護預り口座から出庫されて引渡されます。「一般コース」において、受益証券の現物を保有されている受益者は、引渡し方法につき販売会社にお問い合わせ下さい。
受 付 時 間	原則として午後3時まで（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時まで）とします。
換 金 の 中 止	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付が中止される場合があります。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産管理等の概要

資産の評価	<p>受益証券1口当たりの純資産価額（基準価額）は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って原則として各営業日に委託会社が計算します。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。</p> <p>基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより、また原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊により知ることができます。</p>
保 管	<p>「一般コース」の場合： 受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。</p> <p>「自動けいぞく投資コース」の場合： 受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。</p>
信 託 期 間	無期限です。
計 算 期 間	<p>毎年1月21日から翌年1月20日までです。</p> <p>ただし、最初の計算期間は、平成17年12月28日から平成19年1月22日までとします。計算期間終了日が休業日の場合は翌営業日を終了日とします。</p> <p>決算日は原則として1月20日（休業日の場合は翌営業日）です。</p>
そ の 他	
信託の終了等	<p>委託会社は設定日から1年経過以降、信託財産の純資産総額が20億円を下回る場合は、当ファンドを終了させることができます。</p> <p>その他、信託約款は、当ファンドが終了または承継される場合や、受託会社の辞任の場合の取扱いについて規定しています。（詳しくは、信託約款をご参照ください。）</p>
信託約款の変更	<p>委託会社は、受益者の利益のため必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款を変更することができます。変更内容が重大なものに該当する場合には、受益者は異議を申立てることができます。（詳しくは、信託約款をご参照ください。）</p>
運用報告書	<p>委託会社は、計算期間終了毎に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、受益者に対して販売会社を通して交付します。</p>
関係会社との契約の更新等に関する手続について	<p>委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約は、1年間毎の自動更新規定に従って自動更新され、現在に至っています。</p> <p>当ファンドの受益証券の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。</p>

(2) 受益者の権利等の概要

収益分配金の請求権	当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求することができます。収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、収益分配金は再投資されます。
償還金の請求権	償還金を持分に応じて委託会社に請求することができます。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。
受益証券の一部解約の実行請求権	受益証券の一部解約の実行を、委託会社に請求することができます。
反対者の買取請求権	当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
帳簿の閲覧権	委託会社に対し、その営業時間内に信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2 財務ハイライト情報

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成17年12月28日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

当ファンドの監査は、中央青山監査法人が行います。

当ファンドの財務諸表は「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成します。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益証券の名義書換および無記名式または記名式への変更

(1) 手続 : 委託会社は、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。名義書換の手続は、計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

(2) 取扱場所 : 委託会社にて行います。

(3) 取次所 : 受益者から請求があるときは、販売会社がこれを委託会社に取り次ぎます。

(4) 代理人 : 該当事項はありません。

(5) 手数料 : 徴しません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

当ファンドにおいて受益者名簿は作成しないため、該当事項はありません。

3 受益者集会

開催しません。

4 受益者に対する特典

ありません。

5 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益証券には譲渡制限はありません。なお、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

第4 ファンドの詳細情報の項目

請求目論見書に記載している項目名は次のとおりです。

第1	ファンドの沿革	
第2	手続等	1 申込手続等 2 換金手続等
第3	管理及び運営	1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (2) 保管 (3) 信託期間 (4) 計算期間 (5) その他 2 受益者の権利等
第4	ファンドの経理状況	1 財務諸表 2 ファンドの現況
第5	設定及び解約の実績	

基本用語の解説

交付目論見書	当ファンドの内容を詳しく説明している法定文書で、当ファンドの申込者にあらかじめまたは申込みと同時に交付または送付されます。当ファンドを購入する前に必ずお読みください。
請求目論見書	交付目論見書の内容を補足している法定文書で、当ファンドの申込者から請求があった場合に交付または送付されます。
純資産総額	当ファンドに組入れている株式や債券などの資産を時価評価し、合計した金額から未払金等の負債を差し引いた金額をいいます。
自動けいぞく投資	当ファンドから生じる収益分配金を投資家に払い出しせずに、税金を差引いた後、当ファンドの元本に組入れて再投資することをいいます。
基準価額	純資産総額を当ファンドの受益権総口数で割った1口あたりの時価のことをいいます。なお、便宜上1万口に換算した価額で表示することがあります。
収益分配	当ファンドが計算期間中に得た収益の中から投資家へ還元する部分を収益分配といいます。分配の支払額は基準価額の水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配を行わない場合もあります。
信託報酬	当ファンドの運用・管理等にかかる費用で信託財産の中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	途中で換金する投資家から、組入有価証券の売却費用等として、換金代金の中から差し引いて、信託財産に留保する金額をいいます。
ベンチマーク	当ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標（インデックス）のことです。
ポートフォリオ	資産運用において、運用対象商品（株式等）の組入れ銘柄の組み合わせによって構成されている資産内容のことをいいます。
ポートフォリオ・マネジャー	資産の運用を行う運用担当者をいいます。
ボトムアップ・アプローチ	投資銘柄を選定する際に、主として個別企業に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法をいいます。
トップダウン・アプローチ	投資銘柄を選定する際に、経済や市場動向の予測・分析などによる運用手法をいいます。
為替ヘッジ	外国の有価証券等に投資する際、為替の変動による投資資産の変動リスクを軽減する取引のことをいいます。当ファンドは原則として為替ヘッジを行いません。
流動性	株式や債券などの組入有価証券の売買が、迅速かつ適正な価格で行えるかどうかを計る尺度です。
解約請求	解約請求は、当ファンドの資産を直接取り崩して投資家に返金することを請求することをいいます。

追加型証券投資信託

J P M ・ B R I C S 5 ・ フ ェ ン ド

信 託 約 款

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

運用の基本方針

信託約款第23条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「信託財産」といいます。）の成長をはかることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。
- ② マザーファンドの受益証券への投資割合は原則100%とします。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等（信託約款第26条各項に定める取引をいいます。）は、信託約款第26条の範囲で行います。
- ④ 投資信託証券（信託約款第21条第1項なお書きに規定するものをいい、マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合（信託約款第21条第4項および第5項に基づき算出したものをいいます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3. 収益分配方針

信託約款第40条に定める計算期間終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

信託約款第44条第1項のとおりとします。

② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
JPM・BRICS5・ファンド
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合は、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,300億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の方法)

第5条 この信託にかかる受益証券（以下単に「受益証券」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に定める公募に該当し、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集の方法により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、次条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項に定める信託金にかかる受益権については信託金1円を1口とし、500億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付無記名式の受益証券を発行します。ただし、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）が別に定める自動けいぞく投資約款（またはそれに相当するもの）にしたがって受益者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券には、収益分配金交付票を添付しないことができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の取得申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第10条の規定により発行される受益証券の取得の申込みをした取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める現地の証券取引所のいずれかの休業日には、受益証券の取得申込の受付は行いません。

② 前項における申込は、第6項に規定する場合を除き撤回できないものとします。

③ 第1項の申込における受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。

⑤ 第3項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得の申込みにおける受益証券の価額は、第40条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、取得申込日における基準価額の計算が不能となった場合、計算された取得申込日における基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合など、基準価額が確定できない事情（以下「基準価額未定の事情」といいます。）があるときには、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、第1項による受益証券の取得の申込を中止させることができます。受益証券の取得の申込が中止された場合には、第2項にかかわらず、受益者は当該中止以前に行った当日の受益証券の取得の申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益証券の取得の申込を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を取得申込日とみなして、第1項に従います。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が受益者に交付する受益証券の種類は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

(受益証券の記名式、無記名式への変更および名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第40条に規定する計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条第2項の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合などの再交付)

第18条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

す。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利

ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利

ホ. 有価証券店頭指数等先物取引にかかる権利

ヘ. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利

ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

チ. 金銭債権 (イ、リおよびルに掲げるものを除きます。)

リ. 約束手形 (証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)

ヌ. 金融先物取引にかかる権利

ル. スワップ取引 (投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号に規定するものをいいます。以下同じ。) にかかる権利

ヲ. 金銭を信託する信託 (信託財産を主として上記イからルに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、) の受益権 (イに掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ロ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主としてジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された親投資信託であるJPM・BRICS5・マザーファンド (適格機関投資家専用) (以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券 (証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券 (証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券 (証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券

12. 外国または外国法人の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券または外国投資証券 (証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券 (証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券または証券 (証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)

17. 預託証券 (証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 貸付債権信託受益権 (証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)

20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証券ならびに第12号および第17号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならび

に第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する全ての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する全ての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第22条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法（兼営法第4条第1項にて準用する場合を含みます。以下本条および第31条において同じ。）、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者、受託者の利害関係人、第31条第2項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第25条から第27条、第29条、第35条および第36条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者はこれに投資することの指図ができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券または新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ③ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第26条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第21条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第21条第2項各号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第21条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の実質外貨建資産組入可能額(信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と第29条に規定するみなし保有外貨建資産の時価総額の合計額を差し引いた額をいいます。以下本条において同じ。)に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が金融商品運用額等より少ない場合には、実質外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第30条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社もしくは外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者、またはこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

- ② 受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第32条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第33条 受託者は、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により金融機関または証券会社から取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーを、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第34条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利金、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託

財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する第21条第2項各号に掲げる金融商品の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該金融商品の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第39条 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利金、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第40条 この信託の計算期間(以下「計算期間」といいます。)は、毎年1月21日から翌年1月20日までとします。ただし、最初の計算期間は、平成17年12月28日から平成19年1月22日までとし、第2回目の計算期間は平成19年1月23日からとします。

② 前項において、計算期間終了日が休業日に該当するときは、計算期間終了日は該当日の翌営業日に変更されるものとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第41条 受託者は、計算期間終了日に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用ならびに受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項における信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用については、実費相当額の支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.02%を乗じて得た額(ただし、年間300万円を上限とします。)を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額およびこれにかかる消費税等に相当する金額の合計額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。本項に基づいて委託者が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

(信託報酬の総額)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.90%を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了の日の翌営業日にその日までの計上額のうち支弁されていない額を信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、計算期間を通じて毎日計上し、前項の信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(利益の処理方法)

第44条 信託財産から生ずる計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利金、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次計算期間

以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次計算期間以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次計算期間に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額をその時点における受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については次条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については次条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第46条 収益分配金は、計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社または登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

③ 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する収益調整金とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど追加信託にかかる受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する受益者毎の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど追加信託にかかる受益権口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺した上で委託者に提示するものとします。

⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金または一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第47条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、または償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第48条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める現地の証券取引所のいずれかの休業日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

- ④ 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券を提示して行うものとします。
- ⑤ 委託者は、基準価額未定の事情が生じたときには、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を一部解約の実行請求日とみなして、第3項に準じて一部解約の価額を計算します。

(信託契約の解約)

- 第49条 委託者は、信託契約締結日から1年経過以降の信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の場合において、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項に基づく信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用をしません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

- 第51条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第52条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業は承継されることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、次条の規定にしたがうとともに、新受託者を選任します。
- ② 委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える

ときは、第1項に基づくこの信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条 第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成17年12月28日

委託者 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・
マネジメント・ジャパン株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

I 別に定める現地の証券取引所

信託約款第12条第1項および第48条第1項における「別に定める現地の証券取引所」とは次のものとします。

サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ムンバイ証券取引所
香港証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所

以上

親投資信託

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド
(適格機関投資家専用)

信 託 約 款

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

運用の基本方針

信託約款第 19 条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「信託財産」といいます。）の成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

- ① ブラジル、ロシア、インド、中国および南アフリカのいずれかで上場または取引されている株式に主として投資します。
- ② 上記①の株式以外に、信託約款第20条第1項に定める者が、上記①に掲げる諸国から売上または利益の大半を得ていると判断する企業の発行する株式にも投資します。
- ③ 上記①および②の株式には、上記①または②の株式にかかる預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）を含みます。

(2) 投資態度

- ① 上記(1)①および②に掲げる株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
- ② 基本資産配分は上記①に掲げる諸国5か国20%ずつとしますが、信託約款第20条第1項に定める者の予測に基づいて±10%の範囲内で資産配分比率の調整を行います。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、為替ヘッジを行いません。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等（信託約款第23条各項に定める取引をいいます。）は、信託約款第23条の範囲で行います。
- ④ 投資信託証券（信託約款第17条第1項なお書きに規定するものをいいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

以上

親投資信託
JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）
信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,300億円を上限として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項もしくは第2項、第46条第1項、第47条第1項または第49条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益証券（以下単に「受益証券」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募に該当し、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる私募の方法により行われます。

（受益者）

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、受益証券を投資対象とするジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の証券投資信託の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社とします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項に定める信託金にかかる受益権については信託金1円を1口とし500億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価したもの。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時点の受益権総口数で除した金額（以下「1口当り純資産」といいます。）に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第10条 委託者は、第12条に基づく受益証券取得申込者からの受益証券を記名式とする請求を受け、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 受益証券は、1口の整数倍の口数を表示するものとします。

③ 受益者は受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 受益証券には、「JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」という名称を付します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の無記名式への変更)

第12条 受益証券の取得申込者は、取得申込時において、委託者に受益証券を記名式とするよう請求するものとします。また、当該請求により記名式となった受益証券を、無記名式とする請求をすることはできません。

(記名式の受益証券の再交付)

第13条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合などの再交付)

第14条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第15条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - ホ. 有価証券店頭指数等先物取引にかかる権利
 - ヘ. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
 - ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
 - チ. 金銭債権（イ、リおよびルに掲げるものを除きます。）
 - リ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
 - ヌ. 金融先物取引にかかる権利
 - ル. スワップ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号に規定するものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - ヲ. 金銭を信託する信託（信託財産を主として上記イからルに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、）の受益権（イに掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 - ロ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第17条 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第19条、第21条から第24条まで、第26条、第32条および第33条において同じ。）は、信託金を、前条の資産のうち主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
 17. 預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第18条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法（兼営法第4条第1項にて準用する場合を含みます。以下本条および第28条において同じ。）、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者、受託者の利害関係人、第28条第2項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第22条から第24条、第26条、第32条および第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

J P モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド
125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, United Kingdom

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする投資信託である J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド（以下「ベビーファンド」といいます。）の委託者がベビーファンドから受ける報酬より、第36条に規定する計算期間の最初の6ヶ月終了日、当該計算期間の終了日および信託終了の日の翌営業日以降支弁するものとし、その報酬額は、ベビーファンドの信託財産の日々の純資産総額に年率0.5%を乗じて得た額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する

る権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者はこれに投資することの指図ができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

- ③ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項各号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下本条において同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第27条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託）

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社もしくは外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者、またはこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

- ② 受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（有価証券の保管）

第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第30条 受託者は、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により金融機関または証券会社から取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーを、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第31条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間（以下「計算期間」といいます。）は、毎年1月21日から翌年1月20日までとします。ただし、最初の計算期間は、平成17年12月28日から平成19年1月22日までとし、第2回目の計算期間は平成19年1月23日からとします。

② 前項において、計算期間終了日が休業日に該当するときは、計算期間終了日は該当日の翌営業日に変更されるものとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、計算期間終了日に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、租税の計算にかかる税務顧問に対する費用、および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第41条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託の場合は追加信託差金として、信託契約の一部解約の場合は解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における1口当たり純資産をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第44条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 前項における一部解約にかかる額は、一部解約を行う日の前営業日の1口当たり純資産に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、受益証券を投資対象とすることをその信託約款において定める全ての証券投資信託が終了することとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の場合において、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項に基づく信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には、適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業は承継されることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、次条の規定に従うとともに、新受託者を選任します。

- ② 委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第1項に基づくこの信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第

45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を受益者へ交付しません。

(運用報告書)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条第1項に定める運用報告書を受益者に交付しません。

(公告)

第54条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成17年12月28日

委託者 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・
マネジメント・ジャパン株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

J P M ・ B R I C S 5 ・ フ ァ ン ド

請 求 目 論 見 書

(訂 正 事 項 分)

2006年 9 月 26日

J P モ ル ガ ン ・ ア セ ッ ト ・ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社

J P M ・ B R I C S 5 ・ フ ァ ン ド の 受 益 証 券 の 募 集 に つ い て は 、 委 託 会 社 は 、 証 券 取 引 法 (昭 和 23 年 法 第 25 号) 第 5 条 の 規 定 に よ り 有 価 証 券 届 出 書 を 平 成 17 年 11 月 25 日 に 関 東 財 務 局 長 に 提 出 し て お り 、 そ の 届 出 の 効 力 は 平 成 17 年 12 月 11 日 に 生 じ て お り ます 。 ま た 、 同 法 第 7 条 の 規 定 に よ り 有 価 証 券 届 出 書 の 訂 正 届 出 書 を 平 成 18 年 1 月 10 日 、 平 成 18 年 1 月 30 日 、 平 成 18 年 2 月 13 日 、 平 成 18 年 3 月 30 日 、 平 成 18 年 5 月 1 日 、 平 成 18 年 5 月 18 日 、 平 成 18 年 6 月 1 日 、 平 成 18 年 6 月 23 日 、 平 成 18 年 7 月 10 日 、 平 成 18 年 8 月 11 日 、 平 成 18 年 9 月 1 日 お よ び 平 成 18 年 9 月 26 日 に 関 東 財 務 局 長 に 提 出 し て お り ます 。

・ 請 求 目 論 見 書 の 訂 正 理 由

請 求 目 論 見 書 の 記 載 事 項 の う ち 、 訂 正 す べ き 事 項 が あ り ます の で 、 こ れ を 訂 正 す る も の で す 。
訂 正 後 お よ び 追 加 事 項 の み を 表 記 す る 場 合 が あ り ます 。

・ 訂 正 事 項

第 三 部 フ ァ ン ド の 詳 細 情 報

第 1 フ ァ ン ド の 沿 革

平 成 17 年 12 月 28 日 当 フ ァ ン ド お よ び マ ザ ー フ ァ ン ド の 信 託 契 約 締 結 、 お よ び 設 定 ・ 運 用 開 始

第 2 手 続 等

1 申 込 手 続 等

受 渡 方 法

(略)

(注) 当 フ ァ ン ド の 受 益 権 は 、 平 成 19 年 1 月 4 日 よ り 、 振 替 制 度 に 移 行 す る 予 定 で あり 、 受 益 証 券 は 発 行 さ れ ず 、 受 益 権 の 帰 属 は 、 振 替 機 関 等 の 振 替 口 座 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ る こ と に よ り 定 ま り ます 。 し た が っ て 、 保 護 預 り の 形 態 は な く な り ます 。

申 込 取 扱 場 所

(略)

販 売 会 社 に 関 し て は 、 下 記 の 照 会 先 ま で お 問 い 合 わ せ 下 さ い 。

照 会 先 :

J P モ ル ガ ン ・ ア セ ッ ト ・ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社

ヘルプデスク TEL : 0 3 - 6 7 3 6 - 2 3 5 0

(受 付 時 間 は 営 業 日 の 午 前 9 時 ~ 午 後 5 時 (半 日 営 業 日 は 午 前 9 時 か ら 正 午))

HP ア ド レ ス : <http://www.jpmorganasset.co.jp>

当 フ ァ ン ド の 受 益 権 は 、 平 成 19 年 1 月 4 日 よ り 振 替 制 度 に 移 行 す る 予 定 で あり 、 取 得 申 込 者 は 販 売 会 社 に 、 取 得 申 込 と 同 時 に ま た は あ ら か じ め 、 自 己 の た め に 開 設 さ れ た 当 フ ァ ン ド の 受 益 権 の 振 替 を 行 う た め の 振 替 機 関 等 の 口 座 を 示 す も の と し 、 当 該 口 座 に 当 該 取 得 申 込 者 に 係 る 口 数 の 増 加 の 記 載 ま た は 記 録 が 行 わ れ ます 。 な お 、 販 売 会 社 は 、 当 該 取 得 申 込 の 代 金 の 支 払 い と 引 き 換 え に 、 当 該 口 座 に 当 該 取 得 申 込 者 に 係 る 口 数 の 増 加 の 記 載 ま た は 記 録 を 行 う こ と が で き ます 。 委 託 会 社 は 、 追 加 信 託 に よ り 分 割 さ れ た 受 益 権 に つ い て 、 振 替 機 関 等 の 振 替 口 座 簿 へ の 新 た な 記 載 ま た は 記 録 を す る た め 社 振 法 に 定 め る 事 項 の 振 替 機 関 へ の 通 知 を 行 う も の と し ます 。 振 替 機 関 等 は 、 委 託 会 社 か ら 振 替 機 関 へ の 通 知 が あ っ た 場 合 、 社 振 法 の 規 定 に し た が い 、 そ の 備 え る 振 替 口 座 簿 へ の 新 た な 記 載 ま た は 記 録 を 行 い ます 。 受 託 会 社 は 、 追 加 信 託 に よ り 生 じ た 受 益 権 に つ い て は 追 加 信 託 の つ ど 、 振 替 機 関 の 定 め る 方 法 に よ り 、 振 替 機 関 へ 当 該 受 益 権 に 係 る 信 託 を 設 定 し た 旨 の 通 知 を 行 い ます 。

2 換金手続等

受渡方法

(略)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(略)

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

ヘルプデスク TEL：03 - 6736 - 2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

(2) 保管

(略)

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(5) その他

信託の終了等(詳しくは、交付目論見書に添付されている信託約款をご参照下さい。)

(a)～(c) (略)

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

信託約款の変更(詳しくは、交付目論見書に添付されている信託約款をご参照下さい。)

(a)～(e) (略)

(f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(e)までの規定にしたがいます。

(g) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(a)から(e)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(b)の書面の交付を原則として行いません。

(注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の請求権

(略)

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第4 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間計算期間(平成17年12月28日から平成18年6月27日まで)の中間財務諸表について、中央青山監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年8月1日

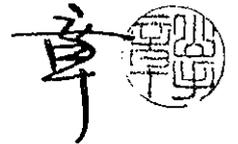
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監



指定社員 公認会計士
業務執行社員

山手



指定社員 公認会計士
業務執行社員

大畑



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM・BRICS5・ファンドの平成17年12月28日から平成18年6月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPM・BRICS5・ファンドの平成18年6月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年12月28日から平成18年6月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（旧社名 ジュー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

JPM・BRICS5・ファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

		当中間計算期間末 (平成18年6月27日現在)
区 分	注記 番号	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		138,222,124
親投資信託受益証券		92,409,206,745
未収入金		41,961,653
未収利息		15
流動資産合計		92,589,390,537
資産合計		92,589,390,537
負債の部		
流動負債		
未払解約金		50,151,623
未払受託者報酬		39,826,589
未払委託者報酬		716,878,456
その他未払費用		1,575,000
流動負債合計		808,431,668
負債合計		808,431,668
純資産の部		
元本等		
元本	1	89,819,465,280
剰余金		
中間剰余金		1,961,493,589
剰余金合計		1,961,493,589
元本等合計		91,780,958,869
純資産合計		91,780,958,869
負債・純資産合計		92,589,390,537

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

		当中間計算期間 (自 平成17年12月28日 至 平成18年6月27日)
区 分	注記 番号	金 額
営業収益		
受取利息		4,257
有価証券売買等損益		8,586,816,392
営業収益合計		8,586,812,135
営業費用		
受託者報酬		39,826,589
委託者報酬	1	716,878,456
その他費用		1,575,000
営業費用合計		758,280,045
営業損失金額		9,345,092,180
経常損失金額		9,345,092,180
中間純損失金額		9,345,092,180
一部解約に伴う中間純利益金額分配額		43,284,736
期首剰余金		-
剰余金増加額		12,002,697,810
(中間追加信託に伴う剰余金増加額)		(12,002,697,810)
剰余金減少額		652,827,305
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)		(652,827,305)
分配金		-
中間剰余金		1,961,493,589

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 (自 平成17年12月28日 至 平成18年 6月27日)
有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益 証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 (平成18年 6月27日現在)
1 信託財産に係る 期首元本額、期 中追加設定元本 額、及び期中解 約元本額	期首元本額 13,441,652,333円 期中追加設定元本額 81,878,121,619円 期中一部解約元本額 5,500,308,672円
2 中間計算期間末 日における受益 権の総数	89,819,465,280口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当中間計算期間 (自 平成17年12月28日 至 平成18年 6月27日)
1 信託財産の運用 の指図に関する 権限の全部また は一部を委託す るために要する 費用として委託 者報酬の中から 支弁している額	純資産総額に年率0.5%を乗じて得た額

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

当中間計算期間末 (平成18年 6月27日現在)
1口当たりの純資産額 1.0218円 (1万口当たりの純資産額 10,218円)

(参考)

当ファンドは「JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成18年6月27日現在)		
区 分	注記 番号	金 額
資産の部		
流動資産		
預金		2,246,963,406
コール・ローン		395,817,625
株式		90,509,086,469
派生商品評価勘定		1,598,625
未収配当金		67,679,515
未収利息		43
流動資産合計		93,221,145,683
資産合計		93,221,145,683
負債の部		
流動負債		
未払金		283,139,976
未払解約金		41,961,653
流動負債合計		325,101,629
負債合計		325,101,629
純資産の部		
元本等		
元本	1	89,682,843,005
剰余金		
剰余金		3,213,201,049
剰余金合計		3,213,201,049
元本等合計		92,896,044,054
純資産合計		92,896,044,054
負債・純資産合計		93,221,145,683

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	(自 平成17年12月28日 至 平成18年6月27日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成18年6月27日現在)	
1 本半期報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 期首より平成18年6月27日までの追加設定元本額 期首より平成18年6月27日までの解約元本額 平成18年6月27日現在の元本の内訳(注) JPM・BRICS5・ファンド JPMブリックスFIVEポートフォリオ(みずほインベスターズSMA専用) JPM・BRICS5・ファンド(法人・機関投資家向け)	13,441,652,333円 81,653,891,603円 5,412,700,931円 89,215,299,040円 79,492円 467,464,473円
	合 計	89,682,843,005円
2 本半期報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数		89,682,843,005口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成18年6月27日現在)

(単位：円)

区分	種類		(平成18年6月27日現在)			
			契約額等		時価	評価損益
				うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	売建	ドル	600,000,000	-	598,401,375	1,598,625
	合計		600,000,000	-	598,401,375	1,598,625

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

(平成18年6月27日現在)	
1口当たりの純資産額	1.0358円
(1万口当たりの純資産額)	10,358円)

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)	残存口数 (口)
1期(中間期)	95,319,773,952	5,500,308,672	89,819,465,280

(注1) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

JPM・BRICS5・ファンド

(愛称:ブリックス・ファイブ)

追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型) / 自動けいぞく投資可能

投資信託説明書(請求目論見書) 2005.12

発行・運用は

J.P.モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン

JPM・BRICS5・ファンドの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）（以下「証券取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年11月25日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成17年12月11日に生じております。

本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書第三部「ファンドの詳細情報」の内容を記載した、証券取引法第15条第3項に基づき投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

目 次

	頁
請求目論見書	
第三部 ファンドの詳細情報.....	1
第1 ファンドの沿革.....	1
第2 手続等	
1 申込手続等.....	1
2 換金手続等.....	3
第3 管理及び運営	
1 資産管理等の概要.....	4
2 受益者の権利等.....	7
第4 ファンドの経理状況.....	8
第5 設定及び解約の実績.....	8

第三部 ファンドの詳細情報

《以下で使用する用語の定義は、本書で別段の定めがある場合を除き、全て「JPM・BRICS 5 ファンド」の、証券取引法第15条第2項本文に規定する、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）のとおりとします。》

第1 ファンドの沿革

平成17年12月28日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、および設定・運用開始（予定）

第2 手続等

1 申込手続等

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益証券の取得申込みの受付が行われます。

ただし、次の証券取引所のうちいずれかが休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。

サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ムンバイ証券取引所
香港証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所

申込価格

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込には、申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口あたり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口あたり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

・ 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので販売会社にお問い合わせ下さい。

受渡方法

(a)取得申込代金の支払いについて

当初申込期間中は、投資者は、取得申込代金を申込みの販売会社に当初申込期間中に支払うものとします。

継続申込期間中は、投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b)受益証券の引渡しについて

原則として、受益証券は保護預り口座に入庫されることにより引渡されます。「一般コース」においては受益証券現物を引渡すことも可能です。(詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。)

受付時間

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとしますが、年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受け付けは午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

申込の中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みの価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
ヘルプデスク TEL：03-6229-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

2 換金手続等

換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて受付けます。

ただし、次の証券取引所のうちいずれかが休業日の場合には、換金申込みの受付は行いません。

サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ムンバイ証券取引所
香港証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。販売会社に関しては、前記「1 申込手続等 申込取扱場所」をご参照ください。

換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.5%）を控除した額とします。なお、受益者の受取り金額は、換金価格から受益者毎の個別元本超過額に対する所得税額および地方税額を差引いた金額となります。（課税については、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金時に手数料はかかりません。

信託財産留保額

換金申込日の翌営業日の基準価額に対し、0.5%を乗じた額とします。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

(a) 換金代金の支払いについて

原則として換金請求を受付けた日から起算して7営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b) 受益証券の引渡しについて

受益証券が販売会社に保管（保護預り）されている場合、換金された受益証券は、保護預り口座から出庫されて引渡されます。「一般コース」において、受益証券の現物を保有されている受益者は、引渡し方法につき販売会社にお問い合わせ下さい。

受付時間

換金の申込みの受け付けは原則として午後3時までとしますが、年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合の受け付けは午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

換金の中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、その換金の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金請求を受付けたものとして取扱うこととします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

受益証券1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益証券1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益証券1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益証券1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03-6229-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganfleming.co.jp>

(2) 保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。混蔵保管する受益証券については販売会社名義で銀行、信託銀行、証券会社または他の金融機関に再寄託することがあります。

保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

(3) 信託期間

無期限です。

ただし、下記「(5)その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年1月21日から翌年1月20日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

また、最初の計算期間は、平成17年12月28日から平成19年1月22日までとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として1月20日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

(5) その他

信託の終了等（詳しくは、交付目論見書に添付されている信託約款をご参照下さい。）

(a) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの設定日から1年経過以降信託財産の純資産総額が20億円を下回る場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。その場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、前記d.によりこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

(注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監査官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の認可取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、この信託はその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の営業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、後記「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は新受託会社を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更（詳しくは、交付目論見書に添付されている信託約款をご参照下さい。）

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（注） 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定に従って自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益証券の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

2 受益者の権利等

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。また、保護預りの場合には指定された口座に収益分配金が支払われます。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。また、保護預りの場合には指定された口座に償還金が支払われます。受益者が、償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益証券の一部解約の実行請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5)その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成17年12月28日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

当ファンドの監査は、中央青山監査法人が行います。

当ファンドの財務諸表は「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成します。

2 ファンドの現況

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成17年12月28日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

第5 設定及び解約の実績

当ファンドは平成17年12月28日から運用を開始することを予定しており、該当事項はありません。

